令和8年度岡山県相談支援従事者現任研修　申込みに関してよくあるご質問（Q&A）

	質　問	回　答
1	県内事業所に勤務しているが所属長の推薦を受けることができない。申込みは可能か。	可能。ただし、受講対象者の条件1から4すべてに該当すること（実施要領3「受講対象者」参照）。 この場合、申込書の法人情報、事業所情報欄は記入したうえで推薦欄を空欄とすること。なお、定員を上回る応募があった場合、受講決定されない場合がある。
2	現在勤務する事業所を近日中に退職予定で、再就職先が決まっている。再就職先の事業所代表者から推薦を受けることは可能か。	可能。ただし、照会事項があった場合、推薦事業所に連絡する。また、受講決定通知書等は推薦した事業所へ送付することとなる。
3	現在求職中である。個人での申込みは可能か。	岡山県内在住者であれば可能。ただし、受講対象者の条件1から4すべてに該当すること。（実施要領3「受講対象者参照」） この場合、申込書の法人情報、事業所情報、推薦欄を空欄とすること。なお、定員を上回る応募があった場合、受講決定されない場合がある。
4	申込に関する推薦は法人代表者、事業所管理者のどちらでも良いのか。	どちらでも良い。 なお、受講者自身が代表者の場合、自己推薦ということになる。その場合、推薦者氏名の前に、「管理者」「理事長」等、職名を忘れずに記載すること。
5	過去に相談支援業務の経験は無く、今年の4月から相談支援事業所で相談支援専門員として業務に従事している。今回が初めての現任研修受講となるが、申込みは可能か。	申込みできない。初回の現任研修受講者は、受講開始日前5年の内2年以上指定相談支援事業所等において相談支援の実務経験が必要。
6	相談支援初任者研修修了後、全く相談支援専門員の経験がないが、申込みは可能か。	申込みできない。初回の現任研修受講者は、受講開始日前5年の内2年以上指定相談支援事業所等において相談支援の実務経験が必要。
7	今回3回目の受講申込となるが、受講開始日前5年の内2年以上指定相談支援事業所等で相談支援業務の経験が無く、現在相談支援専門員として従事もしていない。ただし、令和8年10月1日に相談支援事業所で相談支援専門員に就任予定である。この場合申し込みは可能か。	可能。申込書「受講要件」の欄で「2. 受講開始日までに該当予定」を丸で囲んだうえ、「事務局へ連絡事項」の欄に受講対象者に該当する予定である旨記載すること。この場合、就任予定の相談支援事業所、または法人から推薦を受けることが望ましい。なお、研修開始日以降に受講要件に該当した事実の確認を行った結果、該当していなかった場合は受講決定または修了証書を取消すことがある。（実施要領9その他（2）（3）参照）
8	実施要領の受講対象者条件3に「受講開始日前5年間において、指定相談支援事業所等において相談支援業務に2年以上従事していること」とあるが、ここでいう実務経験は相談支援専門員としての従事期間のみを指すのか。	ここでいう実務経験は、相談支援事業所等における相談支援の実務経験を指すため、相談支援専門員に限らず、相談員等で相談業務に従事した期間も含める。
9	受講要件を満たすことが分かる実務経験証明書の添付が必要か。	申込書に記載のとおり添付は不要とする。
10	オンデマンド講義受講後に作成するレポート、演習当日までに作成する事前課題はどのような内容のものか。	レポートは「学んだ内容やご自身の業務への活用方法や気づき」等、1講義につき400字程度にまとめていただく予定。事前課題はご自身が関わっている事例についてアセスメント情報や社会とのかかわり状況をまとめていただく。また、インターバル実習中に再度対象者と関わることを予定しているので、ご本人等と関わることのできる事例から事前課題を作成していただくことになる。なお、詳細はオンデマンド講義の中で説明を予定している。
11	レポートはどのように提出すればよいのか。	提出方法は3通り。メール、郵送、窓口持参のいずれかによること。なお、メール送付の場合はワード形式のまま送付すること。（実施要領11「申込から修了までの流れ⑦」を参照）
12	修了証書を紛失したため写しが添付できない。どのようにすればよいか。	速やかに修了証書の再交付手続きをとること。再交付申請方法は岡山県障害福祉課ホームページ「各種養成研修について（https://www.pref.okayama.jp/page/515098.html）」を参照のこと。なお、申込期限に間に合わない場合は、再交付手続き中である旨記入した付箋等を同封すること。
13	申込書に記載するメールアドレスに何か制限はあるのか。	講義動画を視聴するためのURLを受信できる環境であれば制限はないが、フリーメールの場合受信できないといった事例が報告されているので、可能であればフリーメール以外をお勧めする。また、受信したURLをクリックすれば動画にジャンプするので、視聴しようとしているパソコン等で受信することをお勧めする。なお、記載されたメールアドレスは事務連絡にも使用するため、普段使用しているものを記載すること。
14	1事業所当たりの推薦者数に上限はあるのか。	ない。ただし、定員を上回る応募があった場合、受講決定されない場合がある。
15	申込書を窓口持参する場合、いつまでに持参する必要があるのか。	令和8年8月27日（木）午後5時とする。
16	申込書は手書きで記入しても構わないのか。	構わない。ただし、間違えの無いよう丁寧に記入すること。